

個人向け

# 国債

安心

手軽

選べる

《募集期間》

令和3年9月6日(月)～9月30日(木)

- ☆ お申込単位 … 額面金額 1万円以上1万円単位
- ☆ 発行日(払込日) … 令和3年10月15日
- ☆ 利払日 … 毎年4月15日 及び10月15日
- ☆ 募集価格 … 額面金額100円につき100円



## 変動金利型10年満期

第138回債 初回利率

年 **0.05** %

税引後 年0.0398425%

償還期限: 令和13年10月15日

- ☆ 利率が半年ごとに見直されます。 (注)  
「個人向け国債変動金利10年」の利率=基準金利×0.66  
金利上昇局面では利率が上昇するため、固定利付債券に比べて金利上昇に強い債券と言えます。  
一方、金利低下局面では利率が低下しますが、最低利率(0.05%)は下回りません。
- ☆ 発行から1年が経過すれば、いつでも1万円単位で換金できます。発行から1年経過後に中途換金した場合の受取金額は次の算式で求められます。  
「中途換金時の換金金額=額面金額+経過利子相当額-直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」

(注) 基準金利は、利子計算期間開始時の前月に行われた10年固定利付国債の入札(初回の利子については募集期間開始直前に行われた入札)における平均落札利回り。

## 固定金利型5年満期

第126回債

年 **0.05** %

税引後 年0.0398425%

償還期限: 令和8年10月15日

- ☆ 発行時の適用利率が満期まで変わりません。 (注)  
「個人向け国債固定金利5年」の利率=基準金利-0.05% (但し、下限は0.05%として算出されます。)
- ☆ 発行から1年が経過すれば、いつでも1万円単位で換金できます。発行から1年経過後に中途換金した場合の受取金額は次の算式で求められます。  
「中途換金時の換金金額=額面金額+経過利子相当額-直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」

(注) 基準金利は、募集期間開始日の2営業日前の市場実勢利回りを基に計算した期間5年の固定利付国債の想定利回り-0.11%です。

## 固定金利型3年満期

第136回債

年 **0.05** %

税引後 年0.0398425%

償還期限: 令和6年10月15日

- ☆ 発行時の適用利率が満期まで変わりません。 (注)  
「個人向け国債固定金利3年」の利率=基準金利-0.03% (但し、下限は0.05%として算出されます。)
- ☆ 発行から1年が経過すれば、いつでも1万円単位で換金できます。発行から1年経過後に中途換金した場合の受取金額は次の算式で求められます。  
「中途換金時の換金金額=額面金額+経過利子相当額-直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」

(注) 基準金利は、募集期間開始日の2営業日前の市場実勢利回りを基に計算した期間3年の固定利付国債の想定利回り-0.12%です。

裏面へ

# 個人向け国債



## ご投資にあたっての留意点(リスク等)

- 新たに債券取引口座を開設される際は、マイナンバー(個人番号)の提示が必要です。
- **発行から1年が経過しなければ中途換金はできません。**
- 保有者ご本人が亡くなられた場合、又は災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、1年未満であっても換金できます。
- **国債は預貯金ではありません。また、預金保険制度の対象ではありません。**
- 「社債、株式等の振替に関する法律」施行に伴い、振替国債(ペーパーレス)で発行されます。本券は印刷されませんので、出庫してお手元でお持ちいただくことはできません。
- 個人間の譲渡は認められています。
- 募集期間中はご購入のお申込みを取消することができます。
- 投資に関する最終決定は、お客様ご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。



## 税金について

- 利子は、20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の申告分離課税です。
- 障がい者等に該当する方などは、マル優(350万円)<sup>(※1)</sup>と特別マル優(350万円)<sup>(※1)</sup>のご利用で額面700万円まで利子は非課税です。
- 個人向け国債を含む特定公社債等<sup>(※2)</sup>の利子や譲渡益並びに償還差益の課税方式は、申告分離課税です。
  - ・ 公社債の利子 (※3).(※4)
  - ・ 公社債の譲渡益 20.315%(申告分離課税) (※3).(※5)
  - ・ 公社債の償還差益 (※3).(※5)
- 特定公社債等の譲渡損益や償還差損益は、公募株式投資信託を含む上場株式等<sup>(※6)</sup>の譲渡所得等とされ、これらの所得内での損益の通算ができます。
- 個人向け国債を含む特定公社債等<sup>(※2)</sup>は、特定口座<sup>(※7)</sup>の受入対象です。

※1 マイナンバー(個人番号)の提示が必要です。

※2 国債(個人向け国債を含む)、地方債、外国国債、公募公社債など一定の公社債のことをいいます。

※3 所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%が課されます。

※4 確定申告不要制度の対象のため、損益通算をしないのであれば、確定申告は不要です。

※5 特定口座の源泉徴収選択口座に受入れた特定公社債を除き、原則として確定申告が必要です。

※6 上場株式のほか、公募株式投資信託や特定公社債等を含みます。

※7 当金庫がお客様に代わって特定公社債等の譲渡損益の金額を計算することにより、お客様が確定申告する際の煩雑な手続や負担を軽減する口座です。



詳しくは、最寄りの本店または支店へお問い合わせ下さい。  
また当金庫のホームページでもご確認いただけます。